

平成30年第4回花巻市教育委員会議（定例会）議事録

1. 開催日時

開会 平成30年3月23日（金） 午後2時50分

閉会 平成30年3月23日（金） 午後4時08分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 3-2、3-3会議室

3. 出席委員（5名）

委員 照井 善耕（委員長）

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 伊藤 明子

委員 佐藤 勝（教育長）

4. 説明のため出席した職員

教育部長 布臺 一郎

教育企画課長 岩間 裕子

小中学校課長 沼田 弘二

こども課長 高橋 靖

文化財課長 酒井 宗孝

5. 書記

教育企画課 課長補佐 佐々木英智 係長 大竹誠治

上席主任 佐々木晶子（書記）

○照井善耕委員 会議に先立ちまして私から御報告申し上げます。3月2日に開会いたしました平成30年第1回花巻市議会定例会は、昨日3月22日で閉会となりました。3月9日の本会議におきまして、佐藤勝氏が4月から移行となる新制度での教育長としての任命とともに、役重眞喜子氏が教育委員に再任、衣更着潤氏が新たに教育委員に任命されることが同意されました。役重委員は、今日28日に、佐藤教育長と衣更着委員は4月2日にそれぞれ上田市長から辞令を交付されることとなっております。ここで、佐藤勝教育長と役重眞喜子委員からごあいさつを頂戴したいと存じます。佐藤教育長お願いします。

○佐藤勝教育長 このたび、新制度の下で教育長の重任を拝命することとなりました。これまで以上に委員の皆様の御指導、御助言を賜りながら新制度の趣旨を捉え、目的をしっかりと果たしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○照井善耕委員 ありがとうございます。役重委員お願いします。

○役重眞喜子委員 4年の任期がすぐ過ぎまして、なかなか貢献ができなかったと思っていますけれども、引き続き再任をいただきました。微力ですが頑張っていきたいと思いません。よろしく願いいたします。

○照井善耕委員 ありがとうございます。それでは、只今から平成30年第4回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時、平成30年3月23日、午後2時50分、会議の場所、石鳥谷総合支所 3-2、3-3会議室。日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員 異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、選挙第1号「花巻市教育委員会委員長の選挙を行うことについて」を議題といたします。事務局から選挙の方法について説明をお願いします。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 選挙第1号「花巻市教育委員会委員長の選挙を行うことについて」の提案の趣旨を御説明いたします。

委員長の任期が、平成30年3月24日をもって満了となりますことに伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第2条第2項の規定により、委員長の選挙を行うものであります。

選挙の方法は、花巻市教育委員会会議規則第6条の規定により「単記無記名投票」あるいは「指名推薦」のいずれかにより行うことができることになっております。

「単記無記名投票」による場合は、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とすることになります。また、有効投票の最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者についてさらに投票を行い、最多数を得た者をもって当選人とすることとなります。また、「指名推薦」を用いる場合は、被指名人をもって当選人と定めるかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とすることになっております。

なお、委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第2条第2項の規定により1年となっておりますが、4月に新教育委員会制度へ完全移行することから今月31日までの任期となっております。よろしく願いいたします。

○照井善耕委員 ここで、暫時休憩いたします。事務局職員は退席をお願いします。

(教育委員会の指示により事務局職員退室)

(教育委員会の指示により事務局職員入室)

○照井善耕委員 休憩中の会議を再開いたします。ただ今、事務局から選挙の方法について説明がありましたが、選挙の方法をいかがいたしましょうか。御発言をお願いします。中村委員。

○中村弘樹委員 指名推薦をお願いします。

○照井善耕委員 今、中村委員から指名推薦の方法で選出してはどうかとの発言がありましたが、いかがでしょうか。お諮りいたします。委員長を選出の方法は、指名推薦により行うことに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員 御異議ございませんので、指名推薦により行うことに決しました。それでは、被推薦人を御指名願います。中村委員。

○中村弘樹委員 照井善耕委員にお願いいたします。

○照井善耕委員 ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

○照井善耕委員 お諮りいたします。ほかに被推薦人の推薦がありませんので、私、照井善耕を委員長に選出することに御異議ありませんか。

(全員 異議なし)

○照井善耕委員長 ご異議ありませんので、全委員の同意により照井善耕が花巻市教育委員会委員長に決定しました。それでは、会議を進めます。

日程第3、選挙第2号「花巻市教育委員会委員長職務代理者の指定を行うことについて」を議題といたします。事務局から提案の趣旨と選出方法について説明願います。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 選挙第2号「花巻市教育委員会委員長職務代理者の指定を行うことについて」の提案の趣旨を御説明いたします。

花巻市教育委員会委員長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第2条第2項の規定により「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」こととなっており、選任の方法は、花巻市教育委員会会議規則第7条の規定により「委員長の選挙」を準用することになっております。職務代理者の指定は、2名であり、順位も決めていただくこと

になります。

なお、任期は委員長の任期と同様3月31日までとなります。よろしくお願ひいたします。

○照井善耕委員長 ただ今、説明がありましたが、選挙の方法をいかがいたしましょうか。御発言をお願いします。伊藤委員。

○伊藤明子委員 指名推薦でお願いいたします。ついでに申し上げますが、今までどおりの順位で中村委員と役重委員にお願いしたいと思います。

○照井善耕委員長 ただ今、伊藤委員から指名推薦の方法で選出してはどうかとの発言がありました。お諮りいたします。委員長職務代理者の選出方法は指名推薦により行うことに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 御異議ございませんので指名推薦により行うことに決しました。

なお、伊藤委員から被推薦人として中村委員と役重委員のご指名がありました。ほかに被推薦人のご指名の方はありませんか。お諮りいたします。ただ今推薦がありました中村委員を第1順位の委員長職務代理者に、役重委員を第2順位の委員長職務代理者に選出することにご異議ありませんか。

(全員 異議なしの声)

○照井善耕委員長 御異議ございませんので、全委員の同意により委員長職務代理者の第1順位に中村委員、第2順位に役重委員を指名することに決しました。

日程第4、議席の決定を行います。事務局から説明をお願いします。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 「議席の決定」は、花巻市教育委員会会議規則第4条の規定により、くじで定めることとなっておりますが、委員長と教育長の席は、職務の都合上、委員長は真ん中の席ということでご了解いただきまして、委員長、教育長を除いた席について、議席の決定をお願いします。よろしくお願ひいたします。

○照井善耕委員長 それでは、座席について、御意見がございましたらお願いします。役重委員。

○役重眞喜子委員 現状のままでよろしいかと思ひます。

○照井善耕委員長 今、役重委員から現状のままでという発言がありましたが、お諮りい

たします。現状の座席で進めることに御異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 それでは、座席は現状のままで行います。

日程第5、議事に入ります。議案第7号「花巻市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第7号「花巻市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則」について御説明申し上げます。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、平成30年4月1日から新教育委員会制度へ完全移行することに伴い、関係する規則の規定を整備しようとするものであります。

改正の内容について御説明いたします。お手元に配付しております議案資料の1ページから11ページも併せて御覧くださるようお願いいたします。題名は、「花巻市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則」であります。

第1条は、花巻市教育委員会会議規則の一部改正であります。本年4月から教育委員長と教育長を一本化した新教育長となりますことから、規則中の「委員長」をすべて「教育長」に置き換えるものであります。第4条は、議席の決定に係る規定であります。委員の議席を「くじで定める」から「教育長が定める」に改めるものであります。第6条及び第7条は、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定に係る規定であります。これを削るものであります。第8条は、委員協議会に係る規定であります。教育長が委員ではなくなりますことから、「委員協議会」の名称を「教育委員会協議会」に改めるものであります。第10条は、定例会及び臨時会に係る規定であります。第3項の臨時会について、教育長が必要と認めたとき又は、委員定数の3分の1以上である2人以上の委員から会議の招集を請求された場合に臨時会を招集する規定に改めるものあります。第13条、第16条及び第32条は、教育長が委員ではなくなりますことから、「出席委員」を「出席者」に改めるものであります。

第2条は、花巻市教育委員会傍聴人規則の一部改正であります。第1条と同様に規則中の「委員長」をすべて「教育長」に置き換えるものであります。

第3条は、花巻市教育委員会公告式規則の一部改正であります。規則中の「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」にそれぞれ置き換えるものであります。

第4条は、教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正であります。法第25条第3項の規定により、教育長が委任を受けた事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告する旨の規定を加えるものであります。

第5条は、花巻市教育委員会行政組織規則の一部改正であります。行政組織の見直し等に伴い、こども発達相談センターに係る規定を花巻市行政組織規則に規定することから、教育委員会規則から削るものであります。第11条は、新制度への移行により教育長職務代理者が指名されることから、教育部長が教育長職務を代理する規定を削るものであり、

第20条及び第23条は、花巻市一般職の給与に関する条例の一部改正に伴い、上席主任の職が廃止されることから、同職の規定を削るものであります。第24条は、教育委員会の所管に属する附属機関に係る規定であります、「萬鉄五郎記念美術館運営協議会」を「萬鉄五郎記念美術館運営委員会」に改めるものであります。

次に、施行期日であります。本規則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 ただ今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はございませんか。役重委員。

○役重眞喜子委員 行政組織規則の一部改正の第11条の「教育長に事故があるとき、又は欠けたときは」これまでは教育部長が職務を代理していたのですけれども、4月1日以降は職務代理者が代理するというのでしょうか。

○岩間裕子教育企画課長 以前の教育部長が代理していた部分ですけれども、あくまでも一般職としての身分の代理でしたが、新制度になって完全に特別職になるということで、その部分はすべて新しい職務代理者が代行する形になって、一般職である部長が代理するという規定は削ったところです。

○役重眞喜子委員 例えば、不在にならざる得ない時に専決代決はどのようになるのでしょうか。

○岩間裕子教育企画課長 基本的に職務代理者にお願いすることになります。ただ、権限上、すべて職務代理者が決裁できるとはならないので、確認をいただくことになります。現実的に、実際の決裁にはならない状況になると思います。

○役重眞喜子委員 それでは、代決できる人がいなくなるということですか。

○岩間裕子教育企画課長 そうです。

○役重眞喜子委員 それは大変ですね。専決は部長がお持ちですよ。

○岩間裕子教育企画課長 そうです。

○役重眞喜子委員 ぜひ、事故のないようにお気をつけてください。いずれそういう制度なんですね。

○岩間裕子教育企画課長 そうです。市長の場合は、副市長が特別職として代決できるの

ですが、職務代理者が教育長の代決をするかという現実的な話だと難しくなるのかなど。

○役重眞喜子委員 職務代理者が、教育長が欠けたときは代理するという規定は新しくできるとのことですよね。

○岩間裕子教育企画課長 そうです。法で職務代理者については教育長の職務を代理することが謳われていますので。一方、法上は職務代理者がすべてを代理できるとはならないという規定もあるので。

○照井善耕委員長 よく分からないのですが。

○岩間裕子教育企画課長 大きくは委員長の名称をすべて教育長に変えることと、教育長が委員ではなくなるので、その名称についても整理をするのが一番大きい部分です。あと、先ほど役重委員からご質問のあった代決の部分について、部長が一般職であるために特別職である教育長の代決ができなくなる。

○照井善耕委員長 それでは、誰が代決するのですか。

○岩間裕子教育企画課長 基本的には職務代理者です。職務代理者とは法的に教育長が指名することになっているので、4月2日の教育委員会議臨時会で教育長から指名をしてもらうことになります。

○照井善耕委員長 そうすると、職務代理者は教育委員の中からということですね。

○岩間裕子教育企画課長 そうですね。教育委員は特別職なので、代理はその中から選んでいただくことになります。

○照井善耕委員長 分かりました。

○伊藤明子委員 議会は今までと変わらないんでしょう。

○岩間裕子教育企画課長 議会はすべて教育長のみの出席に変わります。

○伊藤明子委員 職務代理者は出ないということですか。

○岩間裕子教育企画課長 はい。

○照井善耕委員長 第4条の2の「教育委員会に報告」とあるのは。

○岩間裕子教育企画課長 教育委員会は、教育長と教育委員の皆様を指しておりますので、この教育委員会議で報告するということです。

○佐藤勝教育長 今までも御報告はしていたのですが、細かいところまで明示しました。

○伊藤明子委員 もうひとつよろしいですか。お席のことですけれども、新しい方はどこにお座りになるのでしょうか。

○照井善耕委員長 それは、4月2日の臨時会で。

○伊藤明子委員 分かりました。

○役重眞喜子委員 萬鉄五郎記念美術館運営委員会の名称変更はどのような理由でしょうか。

○岩間裕子教育企画課長 現状、委員会ということでやっているのですけれども、規定上が評議会となっておりました。不整合の部分を統一いたしました。

○役重眞喜子委員 今回指摘があったということですね。

○岩間裕子教育企画課長 審議会の公表も含めて、すべて運営委員会としてやっていたのですが、何故か規定だけが評議会ということになっていましたので、現状と合っていないと御指摘がありました。申し訳ございませんでした。今回、併せて改正させていただきます。

○照井善耕委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なしの声)

○照井善耕委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第7号「花巻市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり議決されました。

議案第8号「花巻市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第8号「花巻市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則」について御説明申し上げます。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に教育長の職務に専念する義務が規定されたことから、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めようとするものであります。

規則の内容について御説明いたします。お手元に配付しております議案資料の12ページから22ページも併せて御覧くださるようお願いいたします。題名は、「花巻市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則」とし、第1条は、この規則の趣旨について、第2条は、教育長の勤務時間等について、本市の一般職の職員の例によることを定めるものであります。

次に、施行期日であります。本規則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 ただ今、事務局から説明を受けましたが、本案に関し質疑の方はありませんか。中村委員。

○中村弘樹委員 これまでの勤務と違いはあるのですか。

○岩間裕子教育企画課長 違いはございません。ただ、このような規則を法上、制定しなければいけないものです。

○役重眞喜子委員 今までは一般職だったんですね。

○岩間裕子教育企画課長 はい。そのため一般職の職員のものを使っていました。

○照井善耕委員長 今度は特別職になるけれども一般職に準じてやりますということですね。ほかに質疑の方はございませんか。

(なしの声)

○照井善耕委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第8号「花巻市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第9号「花巻市教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則」を

議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第9号「花巻市教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則」について御説明申し上げます。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に教育長の営利企業等の従事制限が規定されたことから、営利企業等の従事制限に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

規則の内容について御説明いたします。お手元に配付しております議案資料の23ページも併せて御覧くださいようお願いいたします。題名は、「花巻市教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則」とし、第1条は、この規則の趣旨について、第2条は、教育長の勤務時間等について、第3条は、従事制限の地位について、第4条は、許可の基準について、第5条は、許可の取り消しについて定めるものであります。

次に、施行期日であります。本規則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 ただ今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はありませんか。

(なしの声)

○照井善耕委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第9号「花巻市教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第10号「花巻市結核対策委員会規則を廃止する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。沼田小中学校課長。

○沼田弘二小中学校課長 議案第10号「花巻市結核対策委員会規則を廃止する規則」について御説明申し上げます。お手元に配布しております議案第10号資料も併せて御覧くださいようお願いいたします。

花巻市結核対策委員会は、学校保健安全法施行規則第7条第5項第3号の規定に基づき、教育委員会規則により委員7名で組織しているものであります。同法について、平成24年4月2日付で一部改正が行われ、条文から「結核に関し専門的知識を有する者等の意見により」との文言が削除されたことにより、精密検査の実施については、結核対策委員会の意見を聞かずに、学校の設置者が必要と認めた場合は実施できることになっていると

ころです。

このような状況の中、平成28年7月に開催した同委員会において、委員から「結核対策委員会の設置が義務ではなくなったこと」「対策委員会に提供される資料だけでは学校医の判断を覆すだけの医学的判断が困難なこと」「医学の発達によりスクリーニングの必要性が薄れていること」等の理由から、対策委員会の廃止について検討を求める意見をいただいたところです。

国における規則改正の趣旨と委員会における意見、さらには県内14市中10市において、既に対策委員会が廃止されております現状から、現在の委員の任期が満了となる3月31日をもって、本規則を廃止しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 ただ今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はありませんか。役重委員。

○役重眞喜子委員 結核の罹患の状況が近年あるのかということと、医師会や保健所もメンバーに入っているわけですけれども、メンバーの方々に御異存はないということによろしいですね。

○沼田弘二小中学校課長 結核の罹患状況ですが、この結核対策委員会ができたのが平成15年です。学校保健安全法施行規則の一部が改正されたことによって各委員会で設置が求められましたことから、旧4市町でそれぞれ設置しました。合併して新花巻市の誕生に伴い、現在の対策委員会を設置したところですが、合併から現在に至るまで結核は発生していないということです。

平成28年7月に疑いの対象になる子が出たため、1回開催する運びとなったのですが、その時に委員の方々から規則の改正もされているので廃止して良いのではないかという声があったところです。結核対策委員会の場でこのような意見が出たので、委員の皆様は同意されていると捉えております。

○照井善耕委員長 廃止することで今後気をつけていかなければならないことはないですか。無くするだけで良いということでしょうか。

○沼田弘二小中学校課長 精密検査の指示については、医学の進歩によって委員会を設置せず、学校医が精密検査を行っても差し支えないことになっております。

○照井善耕委員長 疑いがあるときは学校長と学校医との間で対応するということによろしいのでしょうか。

○沼田弘二小中学校課長 専門委員会を経なくても、学校医が直接精密検査の指示ができると改正されました。

○佐藤勝教育長 前は定期健康診断で疑われる場合に、全部、委員会にかけまして、そこから保健所との連携で精密検査をやったり、親類の方にそういう人はいないか追跡調査まで全部やっていたのですが、結核という診断をされた子はいなかったということできております。

○伊藤明子委員 今の若い先生方は結核って分からないらしいですね。学校などで一気に拡大したと聞いて不思議だったのですが、お医者さんによると今の若いお医者さんは結核って分からないと思うという話だったんです。でも、学校医の先生や校長先生がお確かめになるので良いと思います。菌を持っていると後から悪さをすることもあるようですので。

○照井善耕委員長 今まで綿密にやってきた場があったのが無くなって何も問題はないのかなという思いもあって聞いたわけですが、対応が薄くなるというわけではないのですよね。

○沼田弘二小中学校課長 そうですね。毎年、学校医の定期的な検査はしておりますので。

○佐藤勝教育長 おそらく、学校医が診断してそうだとすれば、すぐ専門的な治療に入る、そしてご家族についても検査をして必要とあれば感染を防ぐような処置をすると、そこは保健所が動くんですけども。

○照井善耕委員長 前よりも素早く対応できるようになったということですね。

○佐藤勝教育長 そうです。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。ほかに質疑はございませんでしょうか。無いようですので質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第10号「花巻市結核対策委員会規則を廃止する規則」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第11号「花巻市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第11号「花巻市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令」について御説明申し上げます。

本訓令は、本年4月の行政組織の改編等に伴い、所要の改正を行うとともに、定義につ

いて整理しようとするものであります。

改正の内容について御説明いたします。お手元に配付しております議案資料の28ページ、29ページも併せて御覧くださるようお願いいたします。第1条の2は、本規程の定義を定めておりますが、第4号の課長等に「宮沢賢治イーハトーブ館副館長及び萬鉄五郎記念美術館副館長」を加え、同条第5号の課長補佐等に「副園長」を加え、「副館長」については「花巻市博物館副館長、宮沢賢治イーハトーブ館副館長及び萬鉄五郎記念美術館副館長を除く」ことを明記するものであります。第9条は、小中学校課長の専決事項を規定するものでありましたが、学務管理課長の専決事項として整理するものであります。第9条の2は、学校教育課長の専決事項を新たに規定するものであります。

次に、施行期日であります。本規則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 ただ今、事務局から説明を受けましたが、本案に関し質疑の方はありませんか。役重委員。

○役重眞喜子委員 第9条にある「教科用図書の需用数」の「用」は必要の「要」ではないのですか。

○佐藤勝教育長 訂正いたします。

○役重眞喜子委員 それともうひとつですが、イーハトーブ館の副館長と萬鉄五郎美術館の副館長は、課長級だったと思ったのですが、今は補佐級であるのが課長級に入ることですね。

○岩間裕子教育企画課長 現在、イーハトーブ館の副館長、萬鉄五郎記念館の副館長、どちらも非常勤職員ですけれども、代決については課長等と同じ権限で実施する状況になるためにここに、明確に記載させていただいたところです。

それまでも課長職でありましたので、もっと前に明確に記載しておくべきだったものだと思いますけれども、今回整理をかける中でここを明記して、それに伴って課長補佐のところは除くことも併せて記載させていただいたところです。

○役重眞喜子委員 今まで非常勤であっても、副館長が課長級の決裁権を有していたと。本来は規定にないのに決裁していたということですね。

○岩間裕子教育企画課長 はい。申し訳ございませんでした。

○役重眞喜子委員 分かりました。

○照井善耕委員長 ほかにございませんでしょうか。なければ質疑を終結いたします。質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第11号「花巻市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第12号「花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第12号「花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」について御説明申し上げます。

本訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正並びに本年4月の行政組織の改編に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について御説明いたします。お手元に配付しております議案資料の30ページから32ページも併せて御覧くださいようお願いいたします。

平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、平成30年4月1日から新教育委員会制度へ完全移行することに伴い、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」となりますことから、別表中の委員長印の項について、削除しようとするものであります。

また、同表の「花巻市社会教育委員長之印」を現状の職に合わせ「花巻市社会教育委員会議議長之印」に改めるとともに、用途欄の「社会教育委員長名」を「社会教育委員会議議長名」に改めようとするものであります。

同じく同表の「花巻市就学指導委員会委員長之印」につきましては、本年4月の行政組織の改編に伴い、管守責任者欄の「小中学校課長」を「学校教育課長」に改めようとするものであります。

施行期日ではありますが、本規則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 ただ今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はありませんか。

(なしの声)

○照井善耕委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第12号「花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第13号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。酒井文化財課長

○酒井宗孝文化財課長 議案第13号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を御説明申し上げます。

本議案は、花巻市文化財保護審議会委員が平成30年3月31日で任期満了になりますことから、新たに委員を任命しようとするものであります。花巻市文化財保護審議会は、市内に存する文化財の保存活用に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。また、本審議会の委員につきましては、花巻市文化財保護審議会条例第2条第1項の規定により、委員15名以内をもって組織すること、同条第2項の規定により、文化財に関し学識経験を有する者のうちから委嘱することとなっております。

それでは、議案について、御説明申し上げます。議案書10ページと議案資料33ページの議案第13号資料を併せて御覧願います。

新たに任命しようとする委員の氏名、年齢、性別、現職及び新任・再任の別につきましては、議案書のとおりでありまして、12名中再任11名、新任1名であります。

任命は、平成30年4月1日付けであります。任期につきましては、同条例第2条第3項の規定により、2年となっておりますことから、平成32年3月31日までであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 御異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。議案第13号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり議決されました。日程第6、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。布臺教育部長。

○布臺一郎教育部長 花巻市議会 3月定例会教育委員会関係事項についてご報告いたします。お手元にお配りしております資料を参照いただきたいと思います。資料No.1を御覧ください。

平成30年第1回(3月)花巻市議会定例会教育関係事項、一般質問につきましては、登壇議員13名中8名の議員から下記事項について質問がありました。各質問に対する答弁内容は別添のとおりであります。

4ページを御覧いただきたいと思います。松田昇議員からは、小学校における英語教育について、2点のご質問をいただきました。

1点目は、これまでの成果について何うとして、小学校における英語教育は平成23年度から外国語活動として小学校5・6年生で年間35時間実施してまいりましたが、平成32年から英語が教科となることで、これまでの市内の小学校の児童からのアンケート等の成果について何うという質問でございます。これについては、外国語活動が始まりました平成23年度導入時からの対応を御説明したところでありまして、外国語指導助手(ALT)2名を任用いたしましてティームティーチング等を行ってきたこと、それから、視聴覚機器を配置するなどこれまで対応してきたことを御説明したところであります。その結果、全国学力学習状況調査結果においては、外国の言語や文化について理解が進んでいるという傾向が読み取れると答弁したところであります。

2点目の教科化に向けた体制づくりについて、平成32年からの教科化に向けて平成30、31年度の移行期間にはどのような準備態勢を整えているのか御質問がありました。これについては、平成30年度の授業数は、小学校3・4年生が15時間、5・6年生は50時間。平成31年度からは小学校3・4年生が35時間、5・6年生は70時間と平成32年の完全実施と同じ内容でございますので、1年前倒しで完全実施をするという今後のスケジュールを説明したところでございます。また、教育研究所に外国語学習指導研究班を設置することや、県教委・市教委独自の研修を行っていくこと、外国語指導助手を2名から4名に増員すること。それから、視聴覚教材についても更新の時期に合わせて拡充していくことを答弁したところでございます。

続きまして、9ページに移ります。若柳良明議員から内川目小学校のあり方について、2点御質問をいただいております。

1点目は、内川目保育園が閉園となる経過について何うということとして、これまでも議員説明会等で報告している内容でありますけれども、昨年7月6日以降の地元との協議の内容についてご説明をしたところであります。また、8月に実施したアンケート調査では平成30年度に入園を希望する児童は1名のみでありまして、その1名の方についても、数人が一緒に入園するという条件付きであることから、実質、入所希望がないという内容について御説明したところでございます。その後、2回にわたる内川目地区との意見交換会を行いまして、内川目保育園の閉園について、地元との協議が整ったことを答弁したところであります。

2点目は、内川目保育園閉園後の内川目小学校のあり方について何うということとして、ここでは学区制について説明をしたところであります。保育園には学区がなく、小中学校については学区制があるという制度の違いや指定校変更についても、指定校変更の条件や手

続きについて説明をしたところでありまして、内川目保育園の閉園と学区再編は必ずしもイコールではないと答弁したところであります。現在、「(仮称)花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針(案)」の作成をしているところでありまして、これについては、素案が出来た段階で市民の方にお知らせして、それから地域にも入って説明をするという作業スケジュールについて答弁したところであります。

続きまして、13ページに移ります。瀬川義光議員より教育課題について2点ご質問をいただきました。

1点目は、中学校における部活動休養日の浸透状況及び部活動支援員の配置予定について伺うものでございまして、これにつきましては、昨年12月に中学校11校を調査したところ、11校中8校では部活休養日を実施しており、残りの3校も概ね実施しているということで、中学校全体ではほぼ適正に行われていると答弁をしたところであります。それから、部活動支援員の配置につきましては、現状では報道されている以上のものが、公文書としてこちらに届いているものではありませんが、廃止された場合には適正に対応していくことを答弁したところであります。

2点目は、小中学校における食育の推進状況について伺うということで、食品ロスにつながる給食の食べ残しを無くすための取り組みとか、旬の食材と共に地元の食材を活用する取り組み、食品残渣を活用した食品循環資源の再利用した農林漁業についての教育が有効だと考えるがこうした取り組みについてお聞きしたいという質問でございました。まず、給食につきましては残食状況を調査したうえで献立の組み合わせや量の検討を行い、材料や調味料を工夫している現状の取り組みを答弁したところであります。それから、県産食材、花巻市産のなす、長ネギ、りんごを活用して給食を提供している現状について答弁したところであります。食品残渣を活用した食品循環資源の再利用については、困難である現状ではありますが、大迫学校給食センターにおいて、現在、堆肥化処理を委託している事例を報告したところであります。

続きまして、18ページ。近村晴男議員の質問でございます。人口減少対策についてということで、子育て支援に関する総合的なガイドブックの周知方法はどうなっているかお尋ねがありました。これにつきましては、現在、1冊で子育てのことがわかるガイドブックを発行しており、全庁的に子育てに関係する部署には、どなたでも取れるように配架しているほか、ホームページでも公開していること、それから、今後はFMはなまき等、メディアを利用して広報に努めていくことを答弁したところでありまして、このガイドブックは非常に詳細ではありますが、詳しすぎて、全体がすぐ分からないということもありますので、子育て支援の全体像のわかるダイジェスト版の作成に今後取り組んでまいりたいと答弁をしたところでございます。

続きまして20ページです。照井省三議員の質問です。

1件目の県立高等学校再編に係る本市の対応について3つ質問をいただいております。市内一部の県立高校で学級減や条件付きで募集中止の方向性が示されていることの対応について、1つ目として、同窓会やPTA等が現在の学級維持を求めて署名活動を展開していることについてのお尋ねがありました。これにつきましては花巻南高等学校で活動をしていることは承知していると答弁したところであります。そうした中で全県的に見て、高

校の志願者数が減っておりまして倍率が低下している現状を説明いたしました。花巻地区においても志願者数が減っている現状があるのですが、花巻地域に特化したことではなくて全県的に見られる状況でありまして、今後こういった傾向がネガティブととられることを憂慮していると答弁したところであります。

それから、2つ目の県教育委員会との意見交換についてですけれども、これについては、21ページにあります、新しい県立高等学校再編計画に対する考え方についてお話ししたところであります。

24ページに移ります。照井省三議員の2件目、教職員の多忙化解消について3つの質問がございました。これにつきましては、スクール・サポート・スタッフの配置についてどのようになるのかというご質問であります。事務補助的な用務を担当するスクール・サポート・スタッフを全国の小中学校に配置することになっておりますけれども、これについて、具体的な詳細がまだ示されていないと答弁したところでございます。

2つ目の中学校の部活動における第2、第4日曜日休みの履行状況につきましては、先ほど瀬川義光議員に答弁した中学校11校ではほぼ適正に休養日をとっている現状について御説明したところであります。

3つ目といたしまして、中学校における部活動指導員の配置の見通し及び運用基準についてであります。これについても報道されている以上のものは現時点で市教育委員会には届いていないと答弁したところであります。

続きまして、27ページに移ります。藤井英子議員より、発達支援事業について2点御質問をいただいております。

1点目は、こども発達センターの利用状況と平成30年度の職員配置について何うものであります。今年度センターを改築しましたがけれども、過去5年間の利用件数について調べたうえで答弁したところであります。それから、職員配置についてでありますけれども、平成28年度までは早期療育の指導を行う6名の療育指導員と4名の療育専門員で運営しておりましたけれども、平成29年度から2名の正職員を配置しておりまして、平成30年度についても正職員2名、療育指導員6名、療育専門員4名の組織体制で運営してまいりる旨答弁したところであります。

2点目として指導員の充実と処遇改善について何うとありますけれども、処遇の改善につきましては、一般職非常勤職員に療育専門員も含まれておりますけれども、その、一般職非常勤の制度を構築する時にそれまで同一の報酬だったものを専門性や責任の重さに準じて報酬の額を見直したところであります。今後は、平成32年度から一般会計年度任用職員という制度が始まりますので、新しい制度に向けて対応してまいりますと答弁したところであります。

30ページ、櫻井肇議員から生活保護について質問がございました。生活保護基準の見直しがなされようとしておりますけれども、それによって、保育料や就学援助など教育委員会ほかの制度にも影響があるのではないかというお尋ねでありました。現時点で生活保護基準の改正内容の詳細が示されておりませんので具体的にどういう影響があるかはまだ計算できない状況ですけれども、生活保護基準が下がることで保育料や就学援助には影響がみられることから、これらについては今後も国の動向を注視して適切に対応してまいりる

という答弁をしたところであります。

31 ページ、照井明子議員に移ります。1 件目、子育て支援についてということで、学校給食費の負担軽減についてのお尋ねであります。これは、過去にも照井明子議員からご質問をいただいておりますし、ほかの議員からも御質問をいただいておりますけれども、現時点では、やはり、中学校の改築でありますとか、様々なハード、インフラ整備に予算を重点的に振り向けている状態でありますので、現在は、給食費の無償化等についての考えはないとこれまでと同様の答弁をしたところであります。

続きまして、33 ページ。2 件目、教育についてということで、1 点目の小中学校における35 人学級の実施状況と来年度の見通しについて伺うとありますけれども、平成29 年度の35 人学級は小学校では2 年生で1 学級増、3 年生が3 学級増、4 年生が2 学級増で、合計6 学級増。中学校では1 年生が3 学級増、2 年生で3 学級増、3 年生で2 学級増の計8 学級増という現状について答弁したところであります。また、平成30 年度は桜台小学校、湯口小学校で新しく5 年生になる学年でそれぞれ1 学級増になる見込みについて答弁したところであります。

2 点目の、小中学校全学年における35 人学級実施の見通しについて伺うことにつきましては、岩手県教育委員会によりますと、平成31 年度には小学5 年生と同様の形で小学校6 年生にも拡大する方針を示しており、小・中学校全学年で少人数学級を導入することを目指しているとお聞きしていると答弁したところであります。以上、簡単ではございますが、一般質問の内容でございます。

次に、2 ページに戻っていただきまして、議案審議について御報告いたします。議案審議では条例が3 件ございました。

(1) 花巻市立保育所設置条例の一部を改正する条例ですが、これにつきましては、先ほど一般質問の答弁でもありました内川目保育園を閉園することで内川目保育園の施設名称を削るものでございます。

(2) 花巻子ども発達相談センター設置条例につきましては、今般改築されました子ども発達相談センターにつきましては、設置の根拠となります、公の施設の設置条例を提案するものであります。

(3) 花巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、この条例で引用している認定子ども園法に改正がありました。認定子ども園のうち幼保連携以外の認定子ども園の設置の許可を政令指定都市へ権限移譲するもので、それによって、条例で引用している条にずれが生じたので、その条ずれを直すものでございます。従いまして、この改正条例で花巻市の事務が変わるものではないということです。この3 件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、同意人事案件でございます。総合政策部で提案しておりますけれども、冒頭ありました、(1) 教育長の任命に関し同意を求めることについて、それから、(2) 教育委員の任命に関し同意を求めることについて、役重委員の再任と衣更着委員の新任ということで同意人事案件がありました。これについても原案のとおり可決したところでございます。

次に、平成29 年度一般会計補正予算(第10 号)であります。3 月定例会で提案され

た補正予算につきましては、決算見込みに基づく予算の整理が主であります。今回、教育委員会では新しい事業が3つあります。はじめに3ページの歳出から御覧いただきたいと思えます。小学校施設維持事業、3,175万5,000円は、非構造部材耐震化事業ということで、照明器具が落下しないようにする事業でございます。中学校施設維持事業、3,100万3,000円も同じ内容でございます。これらは、当初、平成30年度の予算で考えておりましたけれども、平成29年度の国の補正予算で採択されたので、今回の3月補正で歳出を計上して全額平成30年度に繰越す内容であります。大迫中学校校舎改築事業につきましても、平成30年度に行おうとした事業について、国の補正が平成29年度に採択になりましたので、これも同じく歳出化をして繰越しをしようというものであります。この3件の歳入が学校施設環境改善交付金（国庫補助）、8,208万8,000円、特定財源でございます。

繰越明許費補正でございます。先ほど申し上げた、小学校施設維持事業、中学校施設維持事業、大迫中学校改築事業は国の補正予算で採択されたものを繰越す補正であります。

次に、債務負担行為補正であります。これは、大迫中学校改築事業のうち、平成30年度に予定している分は債務負担行為を設定して対応することとしておりましたけれども、先ほど申し上げましたように国の補正予算で平成30年度分が平成29年度に採択となりましたので、繰越明許という手続きで30年度に繰越すこととなりますことから、債務負担行為は廃止するというところでございます。以上簡単ではございますが、3月定例会の報告事項でございます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。只今、報告をいただきましたが、これに対してご質問はございましたらお願いいたします。役重委員。

○役重眞喜子委員 予算説明にあった、非構造部材の耐震化はこれで完了ですか。今まで天井板とか色々手をかけてきたと思うのですが、ほかにもあるのでしょうか。

○岩間裕子教育企画課長 順次行っているのですが、まだ何年か必要と思っております。

○役重眞喜子委員 あとは何が残っているのですか。

○岩間裕子教育企画課長 体育館の照明器具の落下防止はまだ手がついていないところがあります。つり天井は直っているのですが、照明器具の落下防止については順次ですので、まだ少し残っている状況です。国の補正じゃないと難しいので、補正の状況を見ながら対応していきたいと思っております。

○照井善耕委員長 ほかに質問等ございませんでしょうか。なければ報告に対する質疑を結びます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日の教育委員会会議は、これをもって閉会といたします。